

償却資産(固定資産税)

申告の手引き



日頃より本町税務行政について御理解賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋以外に、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、器具、備品などの（償却資産）についても課税されます。償却資産は地方税 383 条に基づき、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告いただく必要があります。

この手引きを参照しながら申告書に必要事項を記入の上、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

【目次】

- I. 償却資産の概要について
- II. 償却資産の申告について
- III. 申告書の記入方法について
- IV. 課税する上で特例が受けられる償却資産について
- V. 課税標準額、免税点、税率、税額について
- VI. 納期方法・納期について
- VII. 実地調査等、調査協力をお願いについて
- VIII. お問い合わせ先

I. 償却資産の概要について

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、土地・家屋以外でその事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具、備品)などを償却資産といいます。

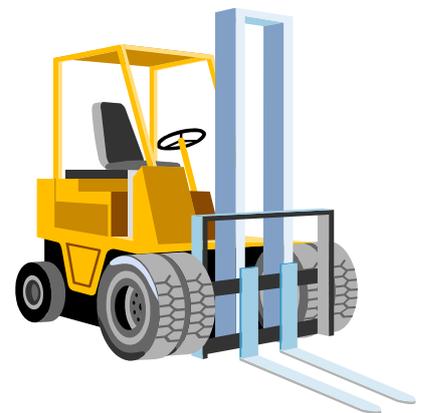
(例) 会社や個人で工場や商店等を経営している方、駐車場やアパート等を貸し付けしている方が、その事業に用いる構築物・機械装置・工具器具・備品等の事業用資産が対象となります。

固定資産税

土地・家屋



償却資産(事業用資産)



II. 償却資産の申告について

① 申告の対象となるもの

申告の対象の資産は該当する年の1月1日現在に肝付町内に所在する償却資産です。

- ・ 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ・ 償却済み資産(税務会計上、償却済み資産)
- ・ 遊休資産(稼働を休止しているが、利用可能な資産)
- ・ 未稼働資産(既に完成または据付済であるが、未だ稼働していない資産)
- ・ 大型特殊自動車(陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。)

② 申告対象外となるもの

- ・ 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- ・ 無形固定資産(電話加入権、特許権、営業権、ソフトウェア等)
- ・ 書画骨董
- ・ 生物(観賞用、興行用等のものは申告の対象となります)、立木、果樹
- ・ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産で、一時に損金(必要な経費)に算入されたもの
- ・ 1個(または1組)当たりの取得価格が20万未満の償却資産で、一括償却して3年間で損金(必要な経費)に算入されたもの

③ 償却資産申告の必要となる資産(例)



共通

コピー機、パソコン
エアコン、看板、LAN 設備

小売業

ショーケース、陳列ケース
冷蔵ストッカー、冷蔵庫、冷凍庫

不動産賃貸業

太陽光発電設備
受変電設備、緑化設備

飲食業

接客業家具
自動販売機

④ 業種別の償却資産の主な具体例

業種	主な償却資産の例
共通	看板、エアコン、コピー機、テレビ、屋外広告塔、ネオンサイン、キャビネット、LAN 設備、レジ、金庫など
農業	ビニールハウス、温室管理装置、農業器具、農耕用車両(小型特殊自動車両を除く)、農業用機械設備など
漁業	船舶、エンジン、魚網など
飲食店	接客業家具、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ガスレンジ等、厨房設備、テレビなど
理・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器など
不動産業	コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分およびターンテーブル、側溝、太陽光発電設備など
建設業	測量機器、ミキサー、発電機、溶接機、プレハブなど
木工業(林業)	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機研磨版など
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサーなど
ガソリン販売業	ガソリン計量器、溶接機、地下槽、地下タンクなど
駐車場業	料金精算機、小屋、照明設備、柵、舗装路面など
バー、居酒屋	ステレオ、厨房設備、製氷機、カラオケ設備など
遊技場、娯楽施設	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機など

⑤ リース資産について

リース資産は、その契約の内容によって、貸主の方に申告して頂く場合と借主の方に申告していただく場合に分かれます。大きく分類すると以下の表のようになりますので、これに基づき申告してください。

リース契約の内容	貸主	借主
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告が必要です	申告の必要はありません
※売買にあたるようなリース資産	申告の必要はありません	申告が必要です

※売買にあたるようなリース資産とは、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価による譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のものをいいます。

※所有権移転外ファイナンス・リースのうち、取得価格が 20 万円未満のものは申告対象外です

⑥ テナント(賃借人)が家屋に取り付けられた建設設備や内装

賃借ビルなどを借り受けて事業されている方(テナント)が、ご自分の費用で内装や電気・ガスその他の設備を一式、施工されている場合、それらの資産については、テナントの方の償却資産として申告していただくことになります。(地方税法第 343 条第 9 項、肝付町税条例第 54 条)

⑦ 太陽光発電設備について

太陽光発電設備容量	10kw 以上	10kw 未満
個人	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して、全量又は余剰電力を売電する場合、売電事業用の資産となり申告の対象となります。	事業用資産とはなりませんので、申告の対象外となります。
個人(個人事業主)	会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業用の資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず申告の対象となります。	
法人	事業用の資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず申告の対象となります。	

※ 太陽光パネル、(家屋屋根材と一体となっている場合は除く)、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等が該当します。

⑧ 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただきます。「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきますので、償却資産としての申告は不要です。(次の表参照)

その他、償却資産の対象となるものには、①土地の造成、②フェンス、③工事費等があります。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に載せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を充たしていない構築物)	償却	償却	償却	償却	償却	償却

⑨ 車両及び運搬具

フォークリフトやトラクタ等は特殊自動車に分類されます。特殊自動車には、大型特殊自動車と小型特殊自動車があり、それぞれ異なる税金がかかります。

大型特殊自動車	固定資産税(償却資産)
小型特殊自動車	軽自動車税

〈大型・小型の区分〉

A. 特殊自動車、B. 農耕用作業車については、大型特殊自動車、小型特殊の区分が、車両の大きさや最高速度によって以下の条件で定められています。

【A. 特殊自動車について】

- (1) 車両の長さ ……4. 70メートル以下
- (2) 車両の幅 ……1. 70メートル以下
- (3) 車両の高さ ……2. 80メートル以下
- (4) 最高速度 ……15キロメートル毎時以下

(1)～(4)すべてを満たしている場合	小型特殊自動車
当てはまらない条件がある場合	大型特殊自動車

【B. 農耕用作業用について】

最高速度 35 キロメートル毎時未満	小型特殊自動車
最高速度 35 キロメートル毎時以上	大型特殊自動車

注意：敷地内で使用していて公道を走らないフォークリフト、農耕用トラクタなどでも、軽自動車税の課税対象となりますので、申告を行ってナンバープレートを取得してください。

〈大型特殊自動車をお持ちの方は…〉

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

取得された翌年の1月中に市町村に申告する必要があります。

〈小型特殊自動車をお持ちの方は…〉

小型特殊自動車は、軽自動車課税となります。

軽自動車として市町村へ申告し、ナンバープレートを取得する必要があります。

特殊自動車については、道路運送車両法施行規則別表 1 で下記のように定められています。

A. 特殊自動車	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン・ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
B. 農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
C. 大型特殊自動車	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

⑩ 過年度への遡及課税について

調査に伴う申告の内容の修正や資産の申告漏れ等があった場合は、その年度だけでなく、資産取得された翌年度まで(原則として、地方税法第 17 条の 5 第 5 項に基づき、最大 5 年度分)遡及し、課税の更正をいたします。

Ⅲ. 申告書の記入方法について

(1) 申告していただく方

・事業を営んでいる個人・法人で申告年度の1月1日時点で事業に使用する資産(機械、道具など)をお持ちの方

※発電出力が10kw以上の太陽光発電設備をお持ちの方も発電事業となり、申告対象となります。

(2) 申告していただく資産

・申告年度の1月1日現在において所有されている使用可能(未使用に関わらず)な全ての償却資産

(3) 提出書類

・償却資産申告書

・種類別明細書(増加資産・全資産用)

※前年度に申告をされている方は前年度の情報に基づき、本町税務課が入力済みの提出書類を郵送しております。

※電算申告の方は、全ての償却資産の評価額と課税標準額を算出し、申告してください。

【注意: 資産の多少にかかわらず、必ず提出してください。】

＜昨年度以前から申告されていた方＞

昨年度以前から申告をされていた方(個人・法人は問わず)には、前年度の申告情報をあらかじめ記入した状態で印刷した「償却資産申告書」と「種類別明細書」を送付いたします。

その二つに記入されている情報が、申告の対象年度の1月1日現在で所有されている資産と相違がないかご確認の上、**法定申告期限の1月31日(※土曜日又は日曜日に当たる場合は翌月曜日)**までに指定の場所に提出してください。

※送付した申告書以外の用紙で申告される個人・法人の方は、お手数ですがご確認の上で破棄し、ご自身で用意された申告書一式にて申告してください。

●同封してある(本町税務課が作成した)申告書一式での申告方法

【償却資産申告書】

・住所や電話番号など、記載されている情報に誤りがないか確認してください。

・資産の異動がない場合は「増減なし」、廃業した場合は「廃業」、資産を全て譲渡や処分した場合は「資産なし」と備考欄に**赤色のペン**で記入してください。

・令和4年度申告書より押印は不要になりました。

※ マイナンバー(個人・法人問わず)を記入する欄が設けてあります。必ず記入してください。

【種類別明細書】

・記載されている資産の取得年月や取得価格などに間違いはないか確認してください。

・資産の増加があった場合は、空欄に必要な箇所を記入してください。

・資産の減少があった場合は、**赤色のペン**で二重線を引き消去してください。

以上の項目を全て確認してから、郵送又は持参で提出してください。

令和 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち	
所有者コード														枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月			(イ)取得価額	(ロ)耐用年数	(ハ)償却残存率	(ニ)課税標準の特例	(ホ)課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年	月								
01	1		広告塔	1	5	1	4	1,500,000	500	0.0			1.2		
02	1		壁工事	1	5	1	4	2,300,000	600	0.0			1.2		
03	1		内装工事	1	5	1	4	4,800,000	000	0.0			1.2		
04	1		排水管工事	1	5	1	4	599,000	000	0.0			1.2		
05	2		冷蔵庫	3	5	1	8	2,500,000	000	0.0			1.2		
06	2		コンロ	2	5	1	5	1,430,000	600	0.0			1.2		
07	2		食器洗浄機	2	5	1	2	1,300,000	150	0.0			1.2		
08										0.0			1.2		
09	1		内装工事	1	5	1	2	1,000,000	000	0.0			0.2		
10	2		冷蔵庫	1	5	1	4	2,500,000	000	0.0			3.4		
11										0.0			1.2		
12										0.0			1.2		
13										0.0			1.2		
14										0.0			1.2		
15										0.0			1.2		
16										0.0			1.2		
17										0.0			1.2		
18										0.0			1.2		
19										0.0			1.2		
20										0.0			1.2		
小計													1.2		

記入の必要はありません。
 ※電算入力の場合は漏れなく入力してください。

注意 「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。
 注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。(又は1、2、3、4のいずれかの番号を上書き入力してください。)

・正当な理由のない不申告又は虚偽の申告について

資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

IV. 課税する上で特例が受けられる償却資産について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

特例対象施設等	課税標準の軽減割合（課税標準に乗じる割合）
農業協同組合等の共同利用に共にする機械装置	課税から 3 年間、 2 分の 1
内航船舶	2 分の 1
再生可能エネルギー	課税される年度から 3 年間 発電出力 1000kw 未満→3 分の 2 発電出力 1000kw 以上→4 分の 3

V. 課税標準額、免税点、税率、税額について

・課税標準額

個々の資産の評価額が課税標準額となります。

ただし、課税標準額の特例の規定が適用される場合は、その該当資産については決定価格のこの特例率を乗じたものが課税標準額となります。

・免税点

償却資産の課税標準額が **150万円**(免税点)未満の時は課税されません。

しかし、免税点未満の場合でも申告は必要です。

・税率・税額について

⑤ 100万円の農機具(耐用年数7年)を購入した場合の次年度の固定資産税では…「前年中取得」

課税標準額の求め方

¥1,000,000(取得価格) × 0.860(耐用年数7年の減価残存率) = ¥860,000 **課税標準額**

年税額の求め方

¥860,000 **課税標準額** × 1.4/100 **固定資産税率** ÷ ¥12,000 **年税額**

☆ 固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法になります。

☆ 税額を計算する際に用いられる「課税標準額」とは、一品毎に下記の方法で計算した「評価額」の合計額です。

ただし、下限は取得価格の5%となります。※耐用年数が過ぎた資産も使用できる状態にある限り、年々減価償却していき取得価格の5%を下限として課税対象となります。

	前年中に取得した資産	前年より前に取得した資産
評価額	取得価格 × (1 - 減価率 × 1/2)	前年度における評価額 × (1 - 減価率)

課税標準額 × **固定資産税率 (1.4%)** = **年税額**

(参考資料) 耐用年数における減価率と減価残存率

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.972	0.944
45	0.050	0.975	0.950
50	0.045	0.977	0.955
60	0.038	0.981	0.962

VI. 納期方法・納期について

固定資産税は本町役場税務課から送付する納税通知書より、通常4回に分割して納付していただくことになります。
なお、納税には便利な口座振替をご利用できます。詳しくは本町税務課までお問い合わせください。

納期	1期	2期	3期	4期
納期限	5月末	7月末	9月末	11月末

VII. 実地調査等、調査協力のお願について

申告書受付後、申告内容を確認するために地方税法第353条又は第408条に基づく実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

それに伴い、地方税法第354条の2に基づき所得税及び法人税に係る書類の閲覧をさせていただく場合もありますので、皆様のご理解をお願いいたします。

なお、調査の結果により誤りや過不足等がある場合は「修正申告」をお願いすることもありますので、あらかじめご理解ください。

VIII. お問い合わせ先

法定申告期限：1月31日（※土曜日又は日曜日に当たる場合は翌月曜日）

申告書提出先：①肝付町役場 税務課 償却資産担当（鹿児島県肝属郡肝付町新富98番地）
②内之浦総合支所 町民生活課
③岸良出張所

※郵送される方は、①に送付してください。

お問い合わせ先：肝付町役場 税務課 賦課係（償却資産担当）
（TEL）0994-65-8414